

部分意匠等の意匠登録出願の国際出願における取り扱いについて

1. 部分意匠等の意匠登録出願

我が国の意匠法では、以下のような意匠登録出願が認められている。

・部分意匠

特徴ある部分を、意匠登録を受けようとする部分として出願できる(意匠法第2条第1項¹⁾)

・組物の意匠

同時に使用される2以上の物品であって、意匠法施行規則別表第2で定められた構成物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願し意匠登録を受けることができる(同法第8条²⁾)

・関連意匠

同一コンセプトのデザイン・バリエーションの意匠を保護することができるよう、同一出願人が関連意匠として出願した場合には、類似する意匠であっても意匠登録を受ける事ができる(同法第10条³⁾)

・秘密意匠

設定登録から最長3年を限度として意匠を秘密にすることができます(同法第14条⁴⁾)。ある意匠を創作したがその実施化にまだ取り掛からないというような場合に、まず先願としての出願を確保しておく必要があり、このような場合に秘密意匠の規定が活用されている。

我が国がヘーゲ協定ジュネーブアクトに加盟する際には、同アクト及び国際事務局における部分意匠等の取り扱いについて整理し、さらに、部分意匠等が国際出願された場合の我が国における取り扱いについて検討する必要がある。

¹ 意匠法 第2条 この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

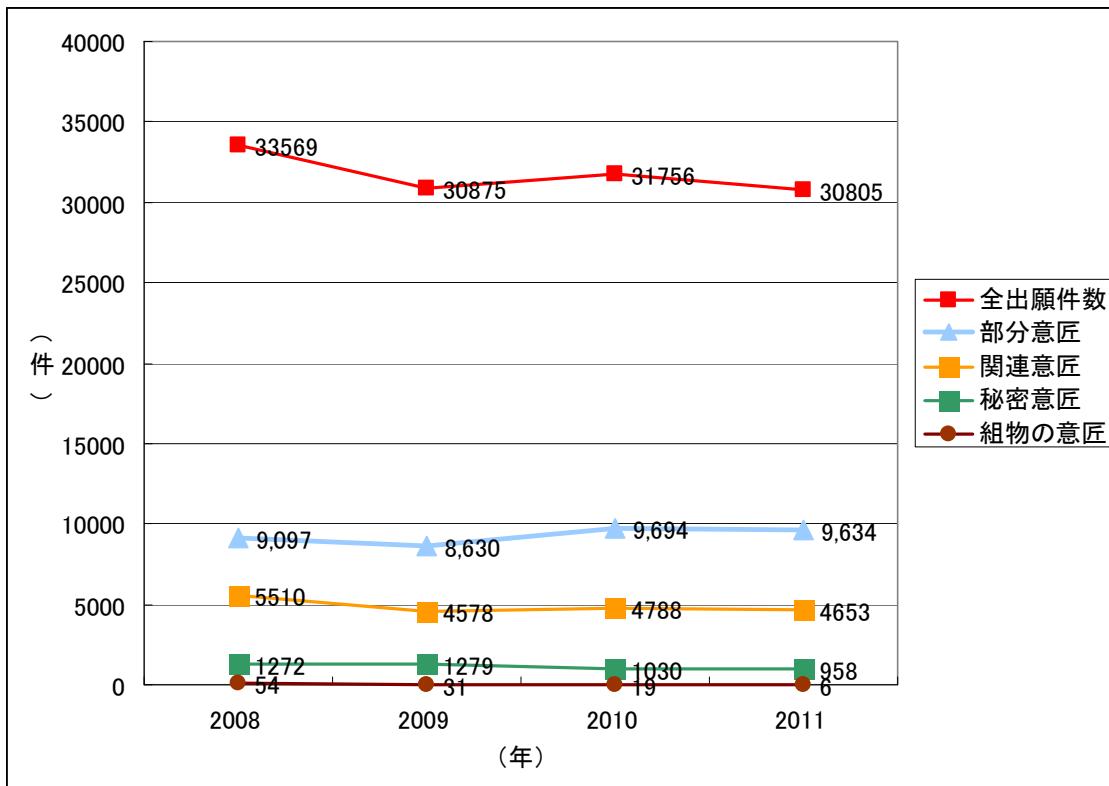
2~4 略

² 意匠法 第8条 同時に使用される二以上の物品であつて経済産業省令で定めるもの(以下「組物」という。)を構成する物品に係る意匠は、組物全体として統一があるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

³ 意匠法 第10条 意匠登録出願人は、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という。)に類似する意匠(以下「関連意匠」という。)については、当該関連意匠の意匠登録出願の日(略)がその本意匠の意匠登録出願の日以後であつて、第二十条第三項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報(同条第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる事項が掲載されたものを除く。)の発行の日前である場合に限り、第九条第一項又は第二項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる。

⁴ 意匠法 第14条 意匠登録出願人は、意匠権の設定の登録の日から三年以内の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。

【図1:我が国における、部分意匠、組物の意匠、関連意匠、秘密意匠の出願件数】



2. 部分意匠

(1) 我が国における部分意匠の概要

我が国部分意匠制度は、意匠法第2条の規定により物品の部分について、意匠登録を受けることができる制度である。

部分意匠の出願では、願書に意匠法施行規則第2条様式第2備考8に基づいて【部分意匠】の欄を設ける必要がある。また、図面については、意匠法施行規則第2条様式第6備考11により、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定する必要がある。さらに、意匠登録を受けようとする部分を特定する方法を願書の【意匠の説明】欄に記載する必要がある。

図面において意匠登録を受けようとする部分を表す場合、実線と破線で描き分ける方法のほか、写真やCG等については、例えば、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分とを彩色等により描き分けることにより意匠登録を受けようとする部分を特定する方法も認められている。

(2) ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける部分意匠出願の概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトについては、実施細則第403節⁵において、意匠の一部について保護を求める場合は、「複製物についての簡潔な説明又は出願の対象である意匠の独自の特徴についての簡潔な説明を記載する項目」(Description)か、図を点線又は破線で表すことのいずれか一方又は両方の手段により表すことができる旨規定されている。

また、規定上は明記されてはいないが、国際事務局の運用により、CGや写真に薄墨を付す方法によって保護を求める部分を特定することも認められている。

しかし、このような作図を認めていない国や、そもそも部分意匠制度を持たない国においては、国内の法令に基づいて拒絶となる可能性がある。

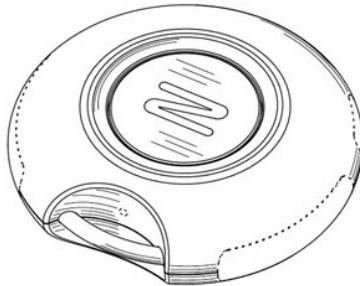
⁵ 実施細則 第403節 権利放棄(仮訳、以下同じ)

複製物の中に表されるが、その保護を求めるものについては、以下の方法であれば、表されていてもよい。

- (i) ルール7(5)(a)に関する説明の中で、及び／又は
- (ii) 点線または破線

【図2:国際登録における部分意匠の例】

1.1



DM/074389

【Product】Wireless electronic security devices

【Description】Designs one and two: the design of the wireless electronic security devices having the shape and surface ornamentation as shown is set forth in the drawings; broken lines in the drawings show environmental structures and/or boundaries and are not claimed; 1.1 and 2.1: perspective views; 1.2 and 2.2: front elevational views; 1.3 and 2.3: left side elevational views; 1.4 and 2.4: right side elevational view; 1.5 and 2.5: back elevational views; 1.6 and 2.6: top plan views; 1.7 and 2.7: bottom plan views

=仮訳=

【製品名】無線電子保全装置

【意匠の説明】デザイン 1 及び 2:

形状および表面の装飾を伴って表される無線電子保全装置のデザインは、図面中に示されるとおり;

図面中の破線は周囲の構成及び／または境界を示しており、権利を要求する部分ではない;

1.1 と 2.1: 斜視図;

1.2 と 2.2: 正面図;

1.3 と 2.3: 左側面図;

1.4 と 2.4: 右側面図;

1.5 と 2.5: 背面図;

1.6 と 2.6: 平面図;

1.7 と 2.7: 底面図

(3) 各国の状況

ヘーベル協定ジュネーブアクト加盟国において、部分意匠若しくは意匠の一部について保護を求める国は、17の国と地域がある。

＜部分意匠の出願を認めている国や地域＞

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、クロアチア、スイス、スペイン、デンマーク、ドイツ、トルコ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、エジプト、シンガポール、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)

(4) 問題の所在

ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく国際出願によって部分意匠を出願することは可能であるが、我が国と比較した場合、出願書面の様式に以下の違いがある。

我が国では、部分意匠出願の場合は、願書に【部分意匠】欄を設け、【意匠の説明】で部分意匠として意匠登録を受けようとする部分の記述が必要であり、部分意匠出願であるか否かは出願人及び特許庁においても明確となっている。

他方、国際出願では、願書に【部分意匠】の記載欄がなく、願書の Description (意匠の説明)への「意匠の一部について保護を求めないこと」の記載も出願人の判断に委ねられている。このため、図面が実線と破線で表されている場合に、「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」を表す破線であるのか、ステッチなどの模様を示す破線であるのかが不明となることが考えられ、この場合には、意匠が不明確となり、我が国では出願が拒絶となる可能性がある。

(5) 対応の方向性

我が国では部分意匠の出願を認めており、また、国際出願でも手続上、部分意匠出願が可能であるため、我が国を指定する国際出願についても、部分意匠出願を認めることとしてはどうか。

ただし、出願様式が国際出願と我が国とで相違する部分も存在するため、国際出願様式による部分意匠出願を受け入れることができるよう、意匠法施行規則の整備や部分意匠の認定基準等を整理する必要があるのではないか。

3. 組物の意匠

(1) 我が国における組物の意匠の概要

我が国では、複数の物品群について、全体的な統一感を持たせるように構成物品それぞれのデザインを行う開発手法により創出された製品デザインに対し、個々の構成物品のデザインについて権利を取得することだけでなく、同時に使用される 2 以上の物品を組物として 1 意匠で出願し、権利取得することも可能としている。

具体的には、意匠法第 8 条において、同時に使用される 2 以上の物品であって、意匠法施行規則別表第 2 に掲げる 56 品目については、組物全体として統一があるときには、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができるとしている。

組物の出願では、願書の【意匠に係る物品】に意匠法施行規則別表第 2 に掲げるものを記載することとしている。また、願書添付図面としては、組物の構成物品毎にその意匠を十分表現することができる一組の図面の他、必要に応じて全体の統一を示すために組み合わされた状態の意匠を十分表現することができる一組の図面の提出が求められている。

また、組物の意匠どうしが関連意匠の要件を満たしている場合には関連意匠として意匠登録を受けることができるが、組物の意匠の部分意匠は認められていない。

そのほか、組物の意匠として意匠登録出願した意匠が意匠法第8条の規定を満たさないと判断された場合には、意匠法第10条の⁶(意匠登録出願の分割)の規定により出願を分割することも可能である。

(2) ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける組物の意匠の取扱い

ヘーグ協定ジュネーブアクトには組物の意匠に関する規定は無いが、製品名(Product(s))(我が国の「意匠に係る物品の名称」に該当)に「Set」が含まれる場合であって、かつセットである各意匠全体が表されている図が提出されている場合は、国際事務局においては適法な出願として扱われている。

このため、基本的には、製品名に国際意匠分類の物品リストに掲載されているものを記載し、添付図面を工夫することによって、組物の意匠についての国際登録を受けることが可能と考えられる。

ただし、一つの国際出願に含むことができる意匠は、同じ国際意匠分類クラスに属しているという要件(共通規則第7規則⁷)があるため、我が国の意匠法施行規則別表第2で規定する56品目のうち、複数の国際意匠分類クラスに係る物品から構成されるものは、国際登録が認められないと考えられる。

【図3:国際登録で製品名に「Set」が記載されている例】

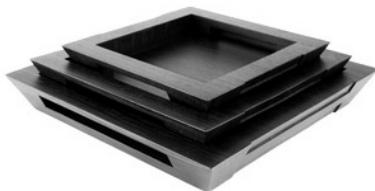
1



1.1

DM/073984

【Product】Knife, fork and spoon set



DM/071460

【Product】Tray set

⁶ 意匠法 第10条の2 意匠登録出願人は、意匠登録出願が審査、審判又は再審に係属している場合に限り、二以上の意匠を包含する意匠登録出願の一部を一又は二以上の新たな意匠登録出願とすることができます。

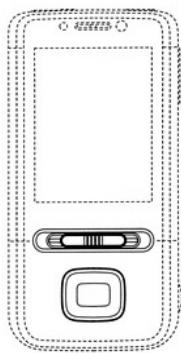
⁷ 共通規則 第7規則 国際出願に関する要件

(7)[同じクラスのすべての製品] 国際出願に係る意匠を構成するか又は意匠が使用されるすべての製品は、国際分類の同じクラスに属する。

1.2



7.1



7.2



DM/069886

【Product】set of buttons

(3) 各国の状況

ヘーベル協定ジュネーブアクト加盟国のうち、組物の意匠の出願を認めている国は、7か国ある。

＜組物の意匠の出願を認めている国＞

エストニア、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、シンガポール、ガーナ、ボツワナ

(4) 問題の所在

上記のとおり、ヘーベル協定ジュネーブアクトには組物の意匠に関する規定は無いものの、製品名や図面に関し一定の条件を満たすことで国際出願が可能な状態となっている。

ただし、我が国では、組物の構成物品毎にその意匠を十分表現することができる一組の図面が必要であるが、国際出願では、全体の統一を示すために組み合わされた状態の意匠の一組の図面で認められるといった違いがある。

また、我が国では、物品名は意匠法施行規則別表第2に掲げられた物品名を記載する必要があるところ、国際出願の製品名は英語であるという相違がある。

(5) 対応の方向性

国際登録の組物の意匠の出願では製品名が英語であること、及び国際登録で認められている組物との整合性を考慮し、組物の意匠の物品名を規定している意匠法施行規則を整備するほか、必要な見直しを検討すべきではないか。また、許容される添付図面の様式の違いについては、出願人の利便性を鑑み、十分な周知に努める必要があるのではないか。

4. 関連意匠

(1) 我が国における関連意匠の概要

我が国では、意匠法第10条第1項において、自己の意匠登録出願に係る意匠又は自己の登録意匠のうちから選択した一の意匠(以下「本意匠」という)に類似する意匠(以下「関連意匠」という)について、当該関連意匠の意匠登録出願の日がその本意匠の意匠登録出願の日以降であって、同法第20条第3項の規定によりその本意匠の意匠登録出願が掲載された意匠公報の発行の日前である場合に限り、同法第9条第1項又は第2項の規定にかかわらず、意匠登録を受けることができる旨規定されている。

(2) ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける関連意匠の概要

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、実施細則第407節(本意匠、本出願又は本登録との関係)において、出願人が、指定国の国内法令に基づいて国内又は国際出願、登録に関連するものと指定することを求める場合には、国際出願にその旨の請求を含め、関係締約国を特定し、本意匠の番号を記載することと規定されている。

しかし、この規定については、ヘーグ協定加盟国でいまだ運用する国や地域がないため、出願様式が用意されていない等、国際事務局内での運用方法についても整備されていない状況にある。

(3) 各国の状況

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国の中、関連意匠と同様の制度を有している国として、エストニアがある。国際出願とは出願様式や記載内容が異なるものの、国内の法令における国際登録に関する規定の中で、エストニアを指定する国際登録については国内出願と同様、関連意匠に関する要件が満たされているか否かの審査をする旨の規定がされていることから(エストニア意匠法第87-4条)、国際登録についても、関連意匠を認めているものと考えられる。ただし、国内出願の願書には関連意匠の数を記載する欄が設けられているが、国際出願の願書には同様の欄が存在しない点について、審査上どのような扱いとされるかは不明である。

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟を予定している韓国は、加盟を機にデザイン保護法改正を検討しており、その際、現在の類似意匠制度から我が国の関連意匠制度に類する制度への改正を予定しているが、そこでは、国際出願についても関連意匠制度を適用することとしている。

(4) 問題の所在

我が国意匠法では、関連意匠の出願可能時期のほか、関連意匠として登録さ

れるための要件、関連意匠の意匠登録保護の期間等が定められている。

他方、ヘーブ協定ジュネーブアクトでは、関連意匠の保護は各の国内法の規定に委ねられているため、ここでは、我が国を指定する国際出願同士及び国内出願と我が国を指定する国際出願との間での関連意匠制度の適用を認めるか否か、及び我が国を指定する国際出願を本意匠とする関連意匠の出願可能時期について検討する必要がある。

(5) 対応の方向性

2012年1月のヘーブ協定ジュネーブアクトの実施細則の改正で、国際出願においても関連意匠出願が可能となっているため、我が国を指定する国際出願についても、国際出願同士及び国内出願と国際出願との間での関連意匠出願を認めるとしてはどうか。

ただし、ヘーブ協定加盟国でいまだ運用する国や地域がないため出願様式が用意されていない等、国際事務局内での運用方法についても整備されていない現状を踏まえ、こうした運用についても、国際事務局と十分に調整する必要があるのではないか。

また我が国では、関連意匠制度は、あくまでも意匠法第9条(先願)の例外であり、関連意匠の出願可能時期を最初の意匠公報発行前としていることに鑑み、国際出願についても出願可能時期は最初の公報、すなわち国際登録公報の発行前までとしてはどうか。

5. 秘密意匠

(1) 我が国における秘密意匠の概要

秘密意匠制度は、意匠法第14条の規定により意匠権の設定の登録の日から最長3年の期間、その意匠を秘密にすることができる制度である。意匠登録出願人は、出願時か第一年分の登録料の納付と同時に、秘密の請求と所定の手数料(5,100円)を納付する必要がある。

(2) 各国の状況

韓国は我が国と同様に設定登録された意匠を所定期間公開しない秘密意匠制度を有しているが、ヘーブ協定ジュネーブアクト加盟に向けて検討されている改正デザイン保護法においては、秘密意匠は国際出願には適用しないこととされている⁸。

(3) 問題の所在

⁸ 2011年6月に韓国特許庁が発表した「デザイン保護法一部改正(案)の主要内容」より

国際登録された意匠は全て公開されるため、我が国で登録になった国際登録について、さらにその内容を秘密にする必要性があるとは考えにくい。

(4) 対応の方向性

国際出願は、国際事務局の審査を経て国際登録されると、国際公開されるため、いったん公開された意匠を我が国で登録となった後さらに秘密にする必要性は無いと考えられるため、我が国を指定する国際出願については秘密意匠制度の適用を認めないこととしてはどうか。

なお、国内出願については、現状どおり、秘密意匠制度を利用することが可能であるため、出願人が秘密意匠制度を利用したい場合は、我が国へ直接出願することになる。